

制限付一般競争入札の実施について（公告）

新発田市において発注する下記の委託については、制限付一般競争入札（電子入札）に付する委託としたので、入札参加を希望する者は新発田市電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出してください。
なお、この公告に定めのない事項については、制限付一般競争入札共通公告（建設コンサルタント等業務）（令和 7 年 5 月 1 日付け入札公告第 28 号）によります。

令和 7 年 8 月 2 0 日

新発田市長 二階堂 馨

入札に付する事項	委託番号・委託名	下補委第 1 号 新発田東部処理分区（東新町工区）地質調査業務委託
	委託場所	新発田市東新町 4 丁目ほか 1 地内
	履行期限	令和 8 年 1 月 3 0 日
	委託概要	機械ボーリング φ 6 6 mm N = 5 本 機械ボーリング φ 8 6 mm N = 5 本 機械ボーリング φ 1 1 6 mm N = 1 本 標準貫入試験 N = 5 0 回 シンウォールサンプリング N = 5 本 トリプルサンプリング N = 1 本 現場透水試験 N = 6 回 室内試験・解析等調査 N = 1 式
入札参加資格要件	登録業種	地質調査
	地域要件	公告日現在において、 新潟県内に主たる営業所又は従たる営業所 （公告日現在において、主たる営業所から当市との契約に関する一切の権限を委任されている営業所）を有する者
	配置技術者	主任技術者として地質調査業者登録規程第 3 条第 1 号ハに規定する技術士又は（一社）全国地質調査業協会連合会の認定する地質調査技士の資格取得者を配置できる者（直接的な雇用関係にあること。）
	その他要件 （実績要件等）	地質調査業者登録規程（昭和 5 2 年建設省告示第 7 1 8 号）による地質調査業者としての登録を受けている者

入札参加申込	提出期間	令和7年8月21日午前9時から令和7年9月1日午後4時まで。 (ただし、電子入札システム休止時間を除く。)
	提出方法	電子入札システムを用いて提出すること。
	添付書類	添付書類省略届 「添付書類が不要な案件であるため」を選択し、必要事項を入力の上、添付すること。 ※書式は入札情報サービス又はホームページからダウンロードしてください。
設計図書等	設計図書	入札情報サービスからダウンロードしてください。
	質問締切日	令和7年8月29日 正午
	質問提出先	契約検査課宛 (keiyaku アットマーク city.shibata.lg.jp) に所定の書式でメールにて提出すること。 メールを送信後、必ず契約検査課検査・技術管理室まで直接電話連絡してください。 ※セキュリティの都合上、アドレスの表記を変えていますので、メールを送信する際は、「アットマーク」を「@」に置き換えてください。
	質問回答	令和7年9月1日正午までに、入札情報サービスに掲載及び契約検査課閲覧場所において公表する。
予定価格及び最低制限価格	予定価格	事後公表 ※予定価格の10分の1以下の金額の入札は、すべて表示の錯誤（桁違い）とみなし、無効とする。
	最低制限価格	設定する（事後公表） ※最低制限価格が設定されている場合、最低制限価格未満の金額の入札は失格とする。 ※本業務の最低制限価格は、業種区分「設計業務Ⅰ」及び「地質調査業務」の算定基準により算出している。
入札等	受付期間	令和7年9月3日午前9時から令和7年9月4日午後4時まで。 (ただし、電子入札システム休止時間を除く。)
	提出方法	電子入札システムを用いて提出すること。 ※内訳書を添付すること。
	開札日時	令和7年9月5日 午前9時以降
	再度入札等	(1) 開札の結果、再度入札を行うこととなった場合は、直ちに電子入札システムにより参加者へ再度入札の日時等を通知する。 (2) 再度入札は1回までとし、初度の入札で無効又は失格となった者は、再度入札に参加できない。 (3) 再度入札の結果不落となった場合は、再度入札において最低の価格をもって入札した者を入札参加資格審査の上、随意契約の協議を行う。

落札候補者の入札参加資格審査	審査書類提出期限	落札候補者を決定した日の翌日（休日は除く。）の午後５時まで。
	審査書類	(1) 入札参加資格審査書類の提出について（第４号様式） (2) 配置予定技術者調書（第３号様式） (3) 地質調査業者登録規程（昭和５２年建設省告示第７１８号）による地質調査業者としての登録を受けていることを証する書類 (4) 配置予定技術者との直接的な雇用関係を証する書類（資格者証の写し、健康保険証の写し等）
特記事項		電子入札システムにファイルを添付する際は、必ず最新バージョンのウイルスチェックソフトによりウイルスチェックを行ってから添付すること。